

書換登録を受けようとする指定商品の表示の取扱い

旧区分と現行区分とは、区分の構成・内容等が相違することから、旧区分に基づく商標権の指定商品を現行区分の商品に書き換える場合、その書換登録を受けようとする指定商品の表示が問題となる。そこで、以下に書換表示のあり方、具体的な取扱い例及びその説明等を示すこととする。

１．書換登録を受けようとする指定商品の表示のあり方

書換は、旧区分に基づく商標権の指定商品を国際分類に基づく現行区分（書換登録申請時に効力を有する商品及び役務の区分）の商品に置き換えるものである。

その際、書換登録を受けようとする指定商品がその申請に係る商標権の指定商品の範囲を実質的に超えている場合には、その申請は拒絶される（附則第６条）。

書換登録を受けようとする指定商品の表示（以下「書換表示」という。）については、権利範囲を明確化するために個々の単品表示とすることが望ましいが、現行商品区分のもとでは、大概念・中概念等の包括概念表示からなる商品の指定を一部で認めていることから、書換登録を受けようとする指定商品の内容・範囲が明確であり、かつ、書換表示として問題がないと認められれば、包括概念表示による書換登録も認められる。

２．書換表示が新商品（新たな機能・品質等を有するものを含む。）の場合の取扱い

書換登録を受けようとする指定商品が、その商標権に係る出願の時に存在していないという十分な心証を得たときは、商標権の指定商品の範囲を実質的に超えているものとして、その申請は拒絶されることとなる。

ただし、商品の品質、形状、用途、機能等及び当該商品が属すべき指定商品のもつ商品概念並びに取引の通念を総合的に勘案して、当該指定商品と実質的に同一種類のものとみられる場合は、当該指定商品に属するものとして取り扱われることとなる（特許庁商標課編「商標審査基準〔改訂第７版〕」91～92頁参照）。

３．書換表示の具体的な取扱い例

次に具体的な取扱い例を示すこととする。取扱い例中の○印は書換表示として認められるものであり、×印は書換表示として認められないものである。

(1) 明治・大正期区分(旧区分)の単品表示

a . 旧区分の指定商品の表示とその書換表示が漢字と仮名のみの相違の場合

(大正 10 年法区分)(書換表示)

第 1 類：燐 → ○第 1 類：りん

第 1 類：偈里設林 → ○第 1 類：グリセリン

b . 旧区分の指定商品の表示からは商品内容の理解が困難な場合、又は他に適切な代替の商品表示がある場合

(大正 10 年法区分)(書換表示)

第 1 類：舍利別 → ○第 5 類：シロップ剤

第 13 類：土瀝青 → ○第 19 類：アスファルト

[説明]

「舍利別」は薬剤の「シロップ剤」を指す。

c . 旧区分の指定商品が、その用途等の相違から現行区分の複数の類に移行することとなる場合

(大正 10 年法区分)(書換表示)

第 1 類：膠 → ○第 1 類：にかわ(事務用又は家庭用のものを除く。)

→ ○第 16 類：事務用又は家庭用のにかわ

d . 旧区分の指定商品(製品)に材料が特定してあるのに対し、その書換表示には材料が特定されていない場合、又は材料が変更されている場合

(大正 10 年法区分)(書換表示)

第 7 類：行厨函 → ○第 21 類：金属製べんとう箱，珐瑯製べんとう箱

→ ×第 21 類：べんとう箱

→ ×第 21 類：木製べんとう箱

[説明]

大正 10 年法区分の第 7 類は「他類に属せざる金属製品」を取り扱っているものであるから、明示的に材料の特定がなくとも、第 7 類「行厨函」は「金属製及び珐瑯製のべんとう箱」を指す。したがって、他の材料を含む「べんとう箱」や材料を変更した「木製べんとう箱」に書き換えることは、旧区分の指定商品の範囲を実質的に超えることとなる。

e . 商品の品質、形状、用途等から、旧区分の指定商品と実質的に同一種類のものとみられる場合

ケース 1

(大正 10 年法区分) (書換表示)

第 69 類：電話機 → ○第 9 類：電話機

[説明]

登録時には「回転ダイヤル式」のみしか存在しなかった電話機と、「押しボタンダイヤル式」のものをも含む電話機とは、実質的に同一種類の商品とみることができるから、書換後の「電話機」には「押しボタンダイヤル式」のものが含まれることとなる。

ケース 2

(大正 10 年法区分) (書換表示)

第 69 類：電気扇風機 → ○第 11 類：マイクロコンピュータを組み込んだ
電気扇風機

[説明]

登録時には「マイクロコンピュータ」が存在していなくとも、旧区分の電気扇風機とマイクロコンピュータを組み込んだ電気扇風機とは、実質的に同一種類の商品とみることができる。

なお、単に第 11 類「電気扇風機」と書き換えた場合においても、この「電気扇風機」に「マイクロコンピュータを組み込んだ電気扇風機」が含まれることはいうまでもない。

f. 旧区分の指定商品が材料であるのに対し、書換表示がその材料を用いた製品の場合

ケース 1

(大正 10 年法区分) (書換表示)

第 47 類：大豆 → ○第 29 類：大豆
→ ×第 29 類：豆腐

[説明]

大正 10 年法区分では、「大豆」も「豆腐」も第 47 類に属するものであるが、「大豆（原材料）」と「豆腐（製品）」とは、実質的に同一種類の商品とみることができない。

ケース 2

(大正 10 年法区分) (書換表示)

第 47 類：豆 → ○第 29 類：豆
→ ×第 30 類：いり豆

[説明]

「豆」と「いり豆」も原材料と製品の関係にあり、しかも、「いり豆（炒り豆）」は、大正 10 年法区分第 43 類「菓子及麵等の類」に属する商品として類別表に例示されている。

(2) 明治・大正期区分(旧区分)の概念表示

a. 旧区分の概念表示からなる指定商品が現行区分の複数の類に移行する場合

(大正10年法区分) (書換表示)

第1類: 樹脂 → ○第1類: アラビヤゴム
→ ○第2類: マスチック, 松脂

[説明]

大正10年法区分第1類「樹脂」に属する商品が、現行の複数の区分に移行されているので、「樹脂」自体の書換表示は認められない。

b. 旧区分と現行区分とで商品表示が同一であっても、その商品概念が異なる場合

ケース1

(大正10年法区分) (書換表示)

第1類: 薬剤 → ×第5類: 薬剤
→ ○第5類: 薬剤(蚊取線香その他の蚊駆除用の薫料・
日本薬局方の薬用せっけん・薬用酒を除く。)

[説明]

現行区分の「薬剤」は、大正10年法区分の第1類「薬剤」、第4類「日本薬局方の薬用石鹼」、第38類「薬用酒」及び第67類「蚊取線香」から移行され、また、第67類「燐料」には、「蚊取線香」と同様の商品として「蚊除線香、蚊除粉末香」等が掲載されている(特許庁商標課編「商品類別集」)。

そこで、これらの商品を現行区分の「薬剤」から除くことにより、その概念表示による書換が可能となる(「除く商品」を特定できる例)。

ケース2

(大正10年法区分) (書換表示)

第1類: 化学品 → ×第1類: 化学品

[説明]

現行区分の「化学品」に属する商品は、大正10年法区分の第1類「化学品」のほか、第70類「界面活性剤、タイヤのパンク防止剤……その他旧70類に属する化学剤」から移行されており(前出「商品類別集」) かつ、「旧70類に属する化学剤」の範囲を特定できないので、この場合には、「化学品」という書換表示は使用することができない。

(3) 昭和 34 年法区分 (旧区分) の単品表示

a . 現行区分下に代替する商品表示として適切なものがある場合

(昭和 34 年法区分) (書換表示)

第 24 類 : 玉突き棒 → ○ 第 28 類 : キュー

[説明]

関係資料 (専門辞典等) からすると、上記書換表示とするのが適当である。

b . 旧区分の指定商品が、その材料等の相違から現行区分の複数の類に移行することとなる場合

(昭和 34 年法区分) (書換表示)

第 19 類 : 郵便受け → ○ 第 6 類 : 金属製郵便受け
→ ○ 第 19 類 : 石製郵便受け
→ ○ 第 20 類 : 郵便受け (金属製又は石製のものを
除く。)

c . 旧区分の指定商品が材料であるのに対し、書換表示がその材料を用いた製品の場合

(昭和 34 年法区分) (書換表示)

第 32 類 : のり → ○ 第 31 類 : のり
→ × 第 29 類 : 焼きのり

[説明]

昭和 34 年法区分では、「のり」も「焼きのり」も第 32 類に属する商品であるが、昭和 34 年法区分の第 32 類「のり」は原材料 (海そう) であるから、これと「焼きのり (製品) 」とは、実質的に同一種類の商品とみることはできない。

d . 旧区分の指定商品 (製品) に材料が特定してあるのに対し、その書換表示には材料が特定されていない場合、又は材料が変更されている場合

(昭和 34 年法区分) (書換表示)

第 21 類 : 布製造花 → ○ 第 26 類 : 布製造花
→ × 第 26 類 : 造花
→ × 第 26 類 : 紙製造花
→ × 第 26 類 : プラスチック製造花

(4) 昭和 34 年法区分 (旧区分) の概念表示

a . 旧区分の概念表示からなる指定商品が現行区分の複数の類に移行することとなる場合

(昭和 34 年法区分) (書換表示)

第 18 類 : 網類 → ○ 第 6 類 : 金網
→ ○ 第 17 類 : 石綿網
→ ○ 第 22 類 : 網類 (金属製又は石綿製のものを除く。)

b . 旧区分と現行区分とで商品表示が同一であっても、その商品概念が異なる場合

(昭和 34 年法区分) (書換表示)

第 25 類 : 絵画用材料 → ○ 第 2 類 : 絵の具
→ ○ 第 8 類 : パレットナイフ
→ ○ 第 16 類 : 絵画用材料

[説明]

昭和 34 年法区分の第 25 類「絵画用材料」は、現行区分の第 2 類「絵の具」、第 8 類「パレットナイフ」及び第 16 類「絵画用材料」に移行している。

このため、同じ表示である書換表示の第 16 類「絵画用材料」には、昭和 34 年法区分の第 25 類「絵画用材料」に含まれていた「絵の具、パレットナイフ」は含まれないこととなる。

c . 旧区分で省令別表掲載の「その他の 」との表示の商品を書き換える場合

ケース 1

(昭和 34 年法区分) (書換表示)

第 4 類 : その他の化粧品 → ○ 第 3 類 : 化粧品 (おしろい・化粧水・クリーム・紅・頭髮用化粧品・香水類を除く。)

[説明]

このケースの「その他の 」の表示は、あくまで省令別表に掲載されている「その他の 」を意味 (その前までの例示商品のほか) する。

省令別表上、昭和 34 年法区分の第 4 類「化粧品」は、「 1 . おしろい、 2 . 化粧水、 3 . クリーム、 4 . 紅、 5 . 頭髮用化粧品、 6 . 香水類、 7 . その他の化粧品」で構成され、上記の「その他の化粧品」は「 7 . その他の化粧品」を指す。そして、「化粧品」は、全て現行区分の第 3 類のみに移行していることから、昭和 34 年法区分の第 4 類「その他の化粧品」は、上記書換表示のように、第 4 類「化粧品」から「 1 . おしろい、 6 . 香水類」の商品を除くことにより書換が可能となる。

ケース 2

(昭和 34 年法区分)

第 9 類：その他の産業用機械器具

(書換表示)

- ○ 第 6 類：金属製の吹付け塗装用ブース，金属製セメント製品製造用型枠
- ○ 第 7 類：靴製造機械，製革機械，たばこ製造機械，ガラス器製造機械，塗装機械器具，包装用機械器具，陶工用ろくろ，プラスチック加工機械器具，半導体製造装置，ゴム製品製造機械器具，石材加工機械器具
- ○ 第 8 類：靴製造用靴型(手持ち工具に当たるものに限る。)
- ○ 第 19 類：吹付け塗装用ブース(金属製のものを除く。)，セメント製品製造用型枠(金属製のものを除く。)

[説明]

このケースの「その他の」の表示も、省令別表に掲載されている「その他の」を意味する。

省令別表上、昭和 34 年法区分の第 9 類「その他の産業用機械器具」及びその上位概念の「産業機械器具」に属する商品は現行の複数の区分に移行し、かつ、「産業機械器具」の表示が現行区分にないことから、「産業機械器具」から除く商品を特定することができない。

したがって、省令別表の「その他の産業用機械器具」についてのみ書換を行うとする場合には、「その他の産業用機械器具」に属する各商品を具体的に列挙することとなる。

(5) その他(旧区分の個別商品表示とこれを含む現行区分の概念表示との関係)

(昭和 34 年法区分)

第 25 類：柄付捕虫網、毒つば、
殺虫管、昆虫胴乱、昆虫
採集箱

(書換表示)

- ○ 第 28 類：柄付捕虫網，毒つば，殺虫管，昆虫胴乱，昆虫採集箱
- × 第 28 類：昆虫採集用具

〔説明〕

昭和 34 年法区分の「類似商品審査基準〔第 6 版〕」によると、第 25 類に例示されている「柄付捕虫網、毒つば、殺虫管、昆虫胴乱、昆虫採集箱」は、現行区分の第 28 類の「昆虫採集用具」に属する商品として掲載されている（平成 13 年改正商標法施行規則の別表）。

このため、個々の商品である「柄付捕虫網、毒つば、殺虫管、昆虫胴乱、昆虫採集箱」を概念表示の「昆虫採集用具」に書き換えることは、「柄付捕虫網、毒つば、殺虫管、昆虫胴乱、昆虫採集箱」以外の昆虫採集用具をも含み、指定商品の範囲を実質的に超えることとなるから、この場合の書換表示は認められない。

なお、昭和 34 年法区分の指定商品が、「柄付捕虫網、毒つば、殺虫管、昆虫胴乱、昆虫採集箱」を含む概念表示の「文房具類」である場合には、第 28 類「昆虫採集用具」の書換表示が認められる。